

平成30年6月28日
内閣府（防災担当）
消 防 庁
気 象 庁

7月5日に緊急地震速報の訓練を実施します

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日頃からの訓練が重要です。

7月5日に、国の機関、都道府県、市区町村と連携した全国的な訓練を実施します。

訓練参加機関のうち、一部の団体では防災行政無線等により地域住民の方に対しても放送・報知するなどの訓練が計画されています。住民への情報伝達が行われる地域（別紙参照）にお住まいの場合は、市区町村からのお知らせを御確認いただき、積極的に訓練へ参加してください。

なお、気象庁は訓練の実施を計画している機関や団体等に対して訓練用の緊急地震速報を配信します。この速報は、市区町村が実施する伝達訓練と連動している場合等を除き、テレビやラジオ、携帯電話（スマートフォンを含む）で訓練用の緊急地震速報が放送又は報知されることはありません。

記

1. 実施日時

平成30年7月5日（木） 10時00分頃（気象庁からの訓練用緊急地震速報の配信時刻）

※気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報の配信を急遽中止する場合がありますので、御了承ください。中止を決定した場合には、速やかに気象庁ホームページ等でお知らせします。

2. 参加機関

（1）地方公共団体

詳細は別紙のとおり

（2）国の機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、気象庁、環境省、原子力規制庁、復興庁

（3）気象庁本庁及び各管区气象台等の地方官署

（4）その他訓練実施を計画している企業等

3. 訓練への参加方法

（1）参加機関が行う訓練の内容を御確認いただき、緊急地震速報の放送・報知（※）にあわせて、身の安全を守るため安全な場所に移動するなどの行動訓練を行ってください。

(※)例 市区町村等が実施する防災行政無線の放送、行政機関の建物等における館内放送

「Jアラートの自動起動装置を使用して防災行政無線で放送する場合の標準メッセージ」

(上り4音チャイム) + (こちらは、〇〇です。) + (只今から訓練放送を行います。) + (緊急地震速報チャイム音+緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。+これは訓練放送です。) × 3回 + (こちらは、〇〇です。) + (これで訓練放送を終わります。) + (下り4音チャイム)

(2) 今回の訓練用の緊急地震速報は、民間の配信事業者経由の受信端末からは報知されませんが、受信端末自体の訓練用の報知機能や、気象庁ホームページにある訓練用動画を利用して訓練を行うことができますので、この機会にお試しください。

※緊急地震速報の受信端末での訓練用の報知機能を使った訓練方法については、当該事業者にお問合せください。

※訓練用動画については、以下のサイトを御参照ください。

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunren/kit.html>

(3) スマートフォンの訓練用アプリを用いて、緊急地震速報(緊急速報メール/エリアメール)専用ブザー音による報知訓練を行うこともできますので、この機会にお試しください。

スマートフォンの「地震防災訓練アプリ」

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunren/kunren-app.html>

4. 注意事項等

(1) テレビやラジオからは、訓練用の緊急地震速報が放送されることはありません。ただし、一部の市区町村においては、CATV放送やコミュニティFM放送により、訓練用の緊急地震速報が配信される場合があります。市区町村が行う訓練の内容を御確認ください。

(2) 携帯電話(スマートフォンを含む)の緊急速報メールにより訓練用の緊急地震速報が報知されることはありません。ただし、一部の市区町村においては、緊急速報メールにより訓練用の避難準備・高齢者等避難開始等が配信される場合があります。市区町村が行う訓練の内容を御確認ください。

【参考】緊急地震速報訓練について

平成20年度より年2回、緊急地震速報の全国的な訓練を行うこととしており、参加機関が行う緊急地震速報の放送にあわせて、訓練参加者は、安全な場所に移動するなどの身の安全を守る行動訓練を行うこととしています。

毎年度、第1回目の訓練は、主に国の機関や地方公共団体を対象に実施し、第2回目の訓練は、国の機関や地方公共団体のほか、民間企業等も幅広く対象に実施しています。今回の訓練は、平成30年度第1回目の訓練です。

次回の訓練は11月1日に実施予定です。11月1日の訓練では、「効果的な防災訓練と防災啓発提国会議」と連携し、全国的なシェイクアウト訓練^{*1}として、緊急地震速報を受けて安全確保行動1-2-3「まず低く、頭を守り、動かない」を実施することを広く呼びかける予定です。

※ 指定された日時に、地震から身を守るための3つの安全確保行動(①まず低く、②頭を守り、③動かない)を各人がいる場所(職場、学校、外出先等)で約1分間行うというものです。

<連絡・問合せ先>

- 緊急地震速報の訓練の内容に関する問合せ
気象庁地震火山部管理課地震津波防災対策室 池田、菅沼、田邊
Tel 03-3212-8341 (内4666、4662) Fax 03-3212-2857

- 国の機関等における訓練の実施に関する問合せ
内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(地方・訓練担当)付 安部、木藤、原田
Tel 03-3503-9394 (直通) Fax 03-3502-6034

- 地方公共団体の訓練の実施に関する問合せ
消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係 木村、片山
Tel 03-5253-7525 (内43132) Fax 03-5253-7535

- Jアラート等機器の動作に関して
消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 谷神、蔭山、佐々木
Tel 03-5253-7551 (内43227) Fax 03-5253-7543

7月5日に実施する緊急地震速報訓練に参加予定の地方公共団体

参加予定の地方公共団体：都道府県(47団体)及び市町村(1,741団体)

○ 参加予定団体のうち、緊急地震速報を活用した情報伝達訓練や行動訓練を実施する団体(1,080団体)
内訳は以下のとおり(以下の各項目を重複して実施する団体があります。)

- ・ 住民参加による避難訓練を実施する団体(12団体)
(太字は津波を想定した避難訓練を実施する団体(2団体))

北海道	帯広市	山梨県	南アルプス市	岡山県	倉敷市	高知県	黒潮町
	深川市	岐阜県	恵那市	山口県	田布施町	熊本県	あさぎり町
千葉県	八千代市	奈良県	王寺町	高知県	佐川町	鹿児島県	瀬戸内町

- ・ 住民参加による緊急地震速報対応行動訓練(※)を実施する予定の団体(129団体)
※ 緊急地震速報を受けて行う、シェイクアウト訓練を始め地震の揺れから身を守る訓練

北海道	千歳市	神奈川県	海老名市	愛知県	新城市	奈良県	葛城市	徳島県	北島町
	新篠津村	石川県	宝達志水町		東海市		河合町		上板町
	礼文町		中能登町		大府市	和歌山県	紀美野町		東みよし町
岩手県	宮古市	福井県	坂井市		知多市		高野町	香川県	観音寺市
	遠野市	山梨県	甲府市		知立市		印南町	愛媛県	松野町
	山田町		都留市		豊山町	鳥取県	八頭町		鬼北町
栃木県	佐野市		甲斐市		東浦町		北栄町	高知県	土佐町
	矢板市		笛吹市		幸田町	岡山県	倉敷市		梶原町
群馬県	嬭恋村		上野原市		設楽町		新見市	熊本県	水俣市
埼玉県	所沢市		中央市	三重県	鳥羽市		瀬戸内市		山鹿市
	東松山市		南部町	京都府	宮津市		真庭市		上天草市
	狭山市		忍野村		亀岡市		美作市		合志市
	草加市	長野県	塩尻市		京丹後市	広島県	広島市		菊陽町
	越谷市		辰野町	兵庫県	伊根町		三原市		産山村
	久喜市		箕輪町		西宮市		大竹市		甲佐町
	八潮市		筑北村		芦屋市		安芸高田市		球磨村
	三郷市		飯綱町		豊岡市		坂町	大分県	宇佐市
	坂戸市	岐阜県	高山市		加古川市		大崎上島町		豊後大野市
	鶴ヶ島市		恵那市		赤穂市		神石高原町		由布市
	日高市		本巢市		西脇市	山口県	光市		姫島村
	白岡市		郡上市		高砂市		和木町	宮崎県	都農町
	杉戸町		下呂市		丹波市	徳島県	吉野川市		日之影町
千葉県	旭市	愛知県	笠松町		たつの市		三好市	鹿児島県	枕崎市
	鴨川市		豊橋市		福崎町		上勝町	沖縄県	南城市
	南房総市		瀬戸市		太子町		美波町		宜野座村
東京都	瑞穂町		安城市		佐用町		海陽町		

- ・ 住民への情報伝達手段を起動させる団体(798団体)
- ・ 地方公共団体職員を対象とする緊急地震速報対応行動訓練等を実施する団体(342団体)
- ・ 庁内放送を起動させる団体(438団体)